



広島県報

定期
第9号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規則	広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	(都市総務室)	一
告示	(県法規登載)		
告示	特定鳥獣保護管理計画の策定に係る公聴会の開催	(自然環境保全室)	一
	救急病院等の協力申出の撤回及び救急病院等の認定	(医療対策室)	二
	保安林予定森林	(治山室)	二
	解除予定保安林	(")	三
	解除予定保安林	(")	三
	公共測量の実施	(土木総務室)	三
	公共測量の終了	(")	三
	道路の供用開始	(道路河川管理室)	四
公告	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(地域産業振興室)	四
	開発行為に関する工事の完了	(建築指導室)	七
	土地改良事業計画変更の同意	(広島地域事務所)	七
	県営土地改良事業の換地処分	(備北地域事務所)	七
	選挙管理委員会告示		
	不在者投票のできる施設の内容の変更		七
	公安委員会告示		
	遊技機の型式の検定の告示		八

公布された規則のあらまし

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(規則第二号)(都市総務室)

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成十八年広島県条例第五十二号)第二十条の規定の施行期日を平成十九年四月一日とすることとした。

規則

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年二月五日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第二号

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成十八年広島県条例第五十二号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十九年四月一日とする。

告示

広島県告示第百五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七条第四項の規定によつて、次のとおり公聴会を開催する。

平成十九年二月五日

広島県知事 藤田雄山

一日時

平成十九年二月二十八日 午前十時から

二場所

三 広島地域事務所庁舎五階五〇一会議室
案件
特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画策定について

広島県告示第百六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第四項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

平成十九年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 日時
平成十九年二月二十八日 午後一時から

二 場所
広島地域事務所庁舎五階五〇一会議室

三 案件
特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画策定について

広島県告示第百七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第四項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

平成十九年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 日時
平成十九年二月二十八日 午後三時から

二 場所
広島地域事務所庁舎五階五〇一会議室

三 案件
特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画策定について

広島県告示第百八号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急診療所として認定した。

平成十九年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 協力の申出が撤回された病院

名 称	所 在 地
澤病院	江田島市大柿町小古江六八二

二 救急診療所として認定された診療所

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
澤医院	江田島市大柿町小古江六八二	平成三年二月四日	新規

広島県告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の森林を保安林予定森林にした。

平成十九年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 保安林予定森林の所在場所
呉市吉浦東本町四丁目三七二六、三七二七、三七二八の一
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
吉浦東本町四丁目三七二七・三七二八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。（）

広島県告示第百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

庄原市本村町字押入谷一―九八の五、一二五の四、一二五の五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

広島県告示第百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

大竹市小方町小方字又クイガ浴一四一八の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び大竹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第二項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成十九年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

大竹市小方町小方字又クイガ浴一四一八の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び大竹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第百十三号

庄原市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十九年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 作業種類

公共測量(一級基準点測量及び三級基準点測量)

二 作業期間

平成十九年一月十二日から同年三月三十一日まで

三 作業地域

庄原市新庄町

広島県告示第百十四号

広島市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十九年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 作業種類

公共測量(四級基準点測量)

二 作業期間

平成十九年一月十六日から同年三月三十日まで

三 作業地域

広島市西区扇一丁目、同区庚午二丁目、同区観音新町二丁目、同区観音新町四丁目

広島県告示第百十五号

平成十七年広島県告示第千六十九号の告示に係る公共測量が終了した旨、廿日市市長から通知があった。

平成十九年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年二月十九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月五日

広島県知事 藤田雄山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道安佐豊平芸北線	山県郡北広島町阿坂字柏尾三六八二番一地从先から山県郡北広島町阿坂字烏帽子三四二五番六地先まで	平成十九年二月五日

広島県告示第百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年二月十九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月五日

広島県知事 藤田雄山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
原線	山県郡北広島町阿坂字地蔵三四六一番二地从先から山県郡北広島町阿坂字暮合谷一六二二番一地从先まで	平成十九年二月五日

広島県告示第百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年二月十九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月五日

広島県知事 藤田雄山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道広島豊平線	山県郡北広島町阿坂字烏帽子三四三三番一四地从先から山県郡北広島町阿坂字地蔵三四六一番二地从先まで	平成十九年二月五日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十九年二月五日

広島県知事 藤田雄山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

ダイキ・フレスタ北吉津店

2 所在地

福山市北吉津町二丁目二番地外

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 ダイキ株式会社 代表取締役 山下 雄輔

住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

(変更後) 名称 ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎

住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 ダイキ株式会社 代表取締役 山下 雄輔

住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

(変更後) 名称 ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎

住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

三 変更の日

平成十八年十一月二十二日

四 変更する理由

大規模小売店舗設置者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者変更のため
五 届出年月日
平成十九年一月二十五日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)
福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)

2 縦覧期間

平成十九年二月五日から平成十九年六月五日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民
の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地
域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から
四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年六月五日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の
規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。
平成十九年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称
ダイキEX坂

2 所在地

安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目一三〇三五外

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては
代表者の氏名

(変更前) 名称 ダイキ株式会社 代表取締役 山下 雄輔

住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号
名称 ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎
住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

三 変更の日

平成十八年十一月二十二日

四 変更する理由

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者変更のため

五 届出年月日

平成十九年一月二十五日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)
坂町産業建設課(安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目一番一号)

2 縦覧期間

平成十九年二月五日から平成十九年六月五日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民
の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地
域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から
四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年六月五日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の
規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。
平成十九年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

中越ブラザビル

- 2 所在地
東広島市西条町大字御園宇字折居七〇〇 四
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)
 名称 中越パッケージ株式会社 取締役社長 鷺北 弘則
 住所 東京都中央区銀座一丁目一四番一〇号
 (変更後)
 名称 中越パッケージ株式会社 代表取締役 武中 元
 住所 東京都中央区銀座一丁目一四番一〇号

- 三 変更の日
平成十七年六月二十四日
- 四 変更する理由
大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため

- 五 届出年月日
平成十九年一月二十二日

- 六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- 1 縦覧場所
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)
東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)
- 2 縦覧期間
平成十九年二月五日から平成十九年六月五日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

- 3 縦覧のできる時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

- 七 意見書の提出
法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成十九年六月五日
- 2 提出先
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によつて、大規模小売店舗の変更の届出があつた。
平成十九年二月五日
広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称
中越ブラザビル
2 所在地
東広島市西条町大字御園宇字折居七〇〇 四

- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)
 名称 中越パッケージ株式会社 代表取締役 武中 元
 住所 東京都中央区銀座一丁目一四番一〇号
 (変更後)
 名称 中越パッケージ株式会社 代表取締役 小澤 博
 住所 東京都中央区銀座一丁目一四番一〇号

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (変更前)
 名称 ダイキ株式会社 代表取締役 山下 雄輔
 住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号
 (変更後)
 名称 ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎
 住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

- 三 変更の日
1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
平成十八年六月二十三日
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
平成十八年十一月二十二日

- 四 変更する理由
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者変更のため

- 五 届出年月日
平成十九年一月二十五日

- 六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室 (広島市中区基町一〇番五二号)
東広島市産業部商業観光課 (東広島市西条上市町七番四二号)

2 縦覧期間

平成十九年二月五日から平成十九年六月五日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第七十八号) に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年六月五日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十九年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

府中市高木町字中川原一七〇番の一部、一一七一番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

府中市高木町一一六九番地の一

緑建設株式会社

代表取締役 藤井 強

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定によって、次の土地改良事業の計画変更を平成十九年一月二十六日同意した。

なお、この同意について不服がある者は、同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この同意の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年二月五日

広島県広島地域事務所長 山 本 敏 昭

事業主体	地区名	事業名
広島市	中井原	区画整理事業

庄原市比和町所在の比婆西部地区 (木屋原地区木屋原上工区) 県営土地改良事業 (区画整理事業) の換地計画に基づいて、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第九項の規定によって、平成十九年一月十二日換地処分をした。

なお、この処分について不服がある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年二月五日

広島県備北地域事務所長 堂 本 雅 彦

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成十九年二月五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

種類	指 定		施 設		変更事項	変 更 後
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
病院	河石記念病院	広島市中区八丁堀四番一八号	名 称	広島市立広島市民病院		医療法人社団まりも会八丁堀平松整形外科消化器科病院
病院	社会保険広島市民病院	広島市中区基町七番三三三号	名 称	広島市立広島市民病院		医療法人みずの会さんよつ水野病院
病院	医療法人みずの会水野内科病院	広島市中区紙屋町一丁目六番七号	住 所	広島市安佐南区川内四丁目一三番三三三号		

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第12号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成19年2月5日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P1409	告示の日 (平成19年 2月5日) から3年間	ぱちんこ遊 技機	CR待ゾ X F	株式会社 高尾 ケ島敏博 代表取締役 内 (愛知県名古屋市中川区 太平通一丁目3番地)	左 同
6P1422	同 上	同 上	CR待ゾ V F	同 上	左 同
6P1366	同 上	同 上	CRア ラチナV	同 上	左 同
6P1383	同 上	同 上	CRリ ンG	株式会社藤商事 代表取締役 松元 邦夫 (大阪府大阪市中央区 本町一丁目1番4号)	左 同
6P1447	同 上	同 上	CRむし 虫物語T R X	株式会社 エーエ電研 代表取締役 武本 孝俊 (東京都台東区東上野三 丁目12番9号)	左 同
6P1454	同 上	同 上	CRむし 虫物語D H 4	同 上	左 同